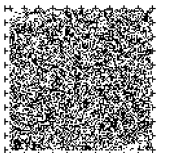
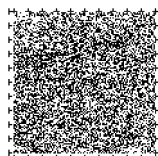


資料編



1 策定経過

年月日	内容
令和4年9月26日	令和4年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和4年10月14日	令和4年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和4年11月11日 ～11月30日	刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定に係る調査シートによる調査の実施
令和4年11月19日 ～12月9日	刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の実施
令和5年1月6日 ～1月17日	当事者団体、障害福祉サービス事業者に対する面談によるヒアリング調査の実施
令和5年2月15日	令和4年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年3月24日	令和4年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年6月14日	令和5年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年7月14日 ～7月21日	庁内各課ヒアリングの実施
令和5年8月3日	令和5年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年10月6日	令和5年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年10月25日	令和5年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	パブリックコメントの実施
令和6年1月11日	令和5年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和6年1月23日	令和5年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催



2 懇話会

(1) 懇話会設置要綱

刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会設置要綱
(設置)

第1条 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

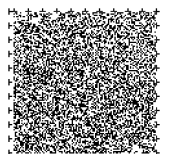
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

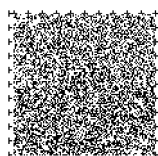


(2) 懇話会名簿

■令和4年度

(敬称略)

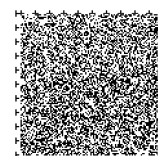
団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	加 藤 佳 典	
刈谷市薬剤師会	理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子	第1回
	副会長	中 野 カズヨ	第2回
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	富 田 宜 弘	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	渡 邊 一 史	
衣浦東部保健所	健康支援課長	杉 原 孝 子	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	志 水 みゆき	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	



■令和5年度

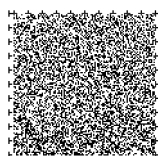
(敬称略)

団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	加 藤 佳 典	
刈谷市薬剤師会	理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	中 野 カズヨ	
刈谷市ボランティア連絡協議会	顧問	富 田 宜 弘	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	鈴 木 雄 二	
衣浦東部保健所	健康支援課長	杉 原 孝 子	
刈谷公共職業安定所	所長	飯 田 真由美	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	

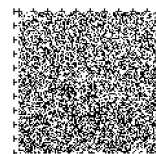


3 用語解説

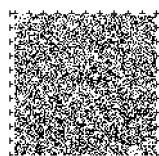
用語	内容
ICT（アイシーテ ィー）	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブ教育	障害のあるなしを問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。
刈谷市障害者自立支 援協議会	相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として刈谷市が設置している協議会。
基幹相談支援センタ ー	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障害	直接的な他害（かみつぎ、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
JIS規格（日本産業 規格）	産業標準化の促進を目的とする産業標準化法に基づき制定される任意の国家規格。
視覚障害者等の読書 環境の整備の推進に 関する法律（読書バリ アフリー法）	視覚障害や発達障害、肢体不自由等の障害により本が読みづらい人の読書環境の整備を推進することを目的とした法律。
磁気ループシステム	聴覚障害のある人が使用する補聴器を補助する放送設備のこと。
児童発達支援センタ ー	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、訓練や治療等の支援を提供することを目的とする施設。



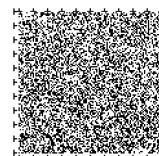
用語	内容
児童福祉法	昭和 22 年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等について規定している。
社会的障壁	障害者基本法第 2 条において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重症心身障害	重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複した状態。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分 1～区分 6 の障害支援区分が定められている。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
障害者基本法	障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障害のある人への虐待を発見した場合の通報義務や、市町村障害者虐待防止センターの設置等により障害のある人への虐待を防止し、障害のある人の権利擁護に資することを目的とした法律。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	平成 18 年 12 月 13 日に国連総会で採択された。障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定している。
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	均等な雇用機会及び待遇の確保や障害のある人がその能力を発揮することができるようにするための措置等を通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障害のある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。



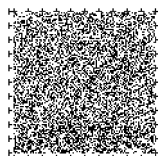
用語	内容
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人及び障害のある子どもが身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等による支援を総合的に行うことを目的とした法律。
障害福祉サービス	障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる自立支援給付で、介護の支援を受ける介護給付や訓練の支援を受ける訓練等給付等がある。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級～6級の等級が定められている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級～3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
地域生活支援拠点等	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援等の機能をもつ場所や体制。主な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりがある。
地域生活支援事業	障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて障害のある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により行う事業。



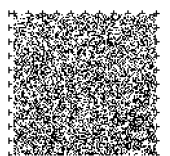
用語	内容
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
通級指導教室	小中学校に通う障害のある児童生徒が、通常学級に在籍しながら、障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
特定保健指導	特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して実施される保健指導。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害のある児童生徒を対象として、幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を行うとともに、自立を促すために必要な知識、技能を身に付けることを目的とする学校。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育の実施にあたり、学校に配置されるコーディネーター。学校内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する学校の窓口を担う。
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害。
難病	原因不明で治療方法が確立されていないため、治療が極めて困難で長期間の療養を必要とする疾病。医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
ノーマライゼーション	障害のある人と障害のない人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方。
発達障害	脳機能の発達に関する障害。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のもののだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）等が含まれる。



用語	内容
8050 問題	高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアカウンセリング	障害のある人等、同じような経験や悩みを持つ人が相談に応じることで、悩みをわかちあい、助言するカウンセリングの手法。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
ファミリー・サポート・センター	地域において、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を支援する事業。
福祉的就労	一般企業等で就労することが困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチ。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた障害のある子どもを持つ親。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりする活動を行う。
保育カウンセラー	専門的な援助技術・知識を持ち、保育園や幼稚園等で障害のある子ども等への対応について専門的な相談業務を行う人。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う事業。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
法定雇用率	「障害者雇用促進法」によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障害のある人を雇用すべき割合。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。



用語	内容
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からA～Cの判定が定められている。



刈谷市障害者計画

第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画

発行 令和6年 3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-62-1208

FAX : 0566-24-3481

